（総務・研修部に置く課等）

第百八十八条　総務・研修部に、次の二課及び研修管理官一人を置く。

総務課

企画課

（総務課の所掌事務）

第百八十九条　総務課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～五　略］

六　総合調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

［七～九　略］

十　行政財産及び物品の管理に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

［十一～十三　略］

（企画課の所掌事務）

第百九十条　企画課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総合調整に関すること（政策の企画及び立案に関するものに限る。）。

二　［略］

三　研修の計画に関すること（研修管理官の所掌に属するものを除く。）。

四　［略］

五　［略］

（研修管理官の職務）

第百九十一条　研修管理官は、命を受けて、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修の計画の作成及び実施その他の研修に関する事務を行う。

（総合企画推進官の職務）

第百九十三条　総合企画推進官は、命を受けて、情報通信政策研究所の所掌事務のうち重要事項についての調査、企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（研究部に置く課）

第二百二条　研究部に、次の二課を置く。

研究開発課

統計作成支援課

（研究開発課の所掌事務）

第二百三条　研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務（統計作成支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（総務部に置く課）

第百八十八条　総務部に、次の二課を置く。

総務課

教務課

（総務課の所掌事務）

第百八十九条　［同上］

［一～五　同上］

六　総合調整に関すること。

［七～九　同上］

十　行政財産及び物品の管理に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。

［十一～十三　同上］

（教務課の所掌事務）

第百九十条　教務課は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［新設］

一　［同上］

二　研修の計画に関すること（研修部の所掌に属するものを除く。）。

三　［同上］

四　［同上］

第百九十一条　削除

（研修部の所掌事務）

第百九十三条　研修部は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する事務に従事するため必要な研修の計画の作成及び実施をつかさどる。

（研究部に置く課）

第二百二条　研究部に、次の二課を置く。

研究開発課

統計技術向上支援課

（研究開発課の所掌事務）

第二百三条　研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務（統計技術向上支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。